

みんなであ 根絶!

飲まない!



乗るなら



↑ 三重県飲酒運転0をめざす条例

STOP! 飲酒運転 in みえ

三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課
TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

飲酒運転者は様々な代償を負うことになります

- 運転免許の取消
- 逮捕・留置
- 失業
- 生活苦
- 家庭崩壊
- 損害賠償責任
- 社会的地位のはく奪 など



⚠ 飲酒運転には厳しい罰則があります ⚠

酒酔い運転

運転者	車両の提供者	酒類の提供者	車両の同乗者
5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

酒気帯び運転

運転者	車両の提供者	酒類の提供者	車両の同乗者
3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例 (H25.7 施行)

(県民の努力)

- ・ 飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努める
- ・ 県等が行う飲酒運転の根絶に関する施策や取組に協力するよう努める

(受診義務)

飲酒運転違反者は、指定医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けて知事に報告をしなければならない



みんなで三重県から飲酒運転をゼロに!

飲酒運転とアルコール問題相談窓口 ☎059-224-3101 月～木曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始の休日を除く)